

## 平成30年度 第2回飯塚市社福連研修会

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が、平成31年4月1日から施行となることから、飯塚労働基準監督署から職員を招いて研修会を開催しました。

今回は、社福連に加入していない社会福祉法人にも呼び掛けて研修会を行いました。

飯塚市社会福祉法人地域公益活動連携協議会主催  
働き方改革を推進するための法改正に伴う研修会

日時：平成30年10月12日（金）

午後1時30分から3時

場所：穂波交流センター2階視聴覚室

### 1.挨拶

### 2.研修内容

#### ①「働き方改革を推進するための法改正について」

飯塚労働基準監督署 監督課長 田口克己

1. 現行の労働基準法
2. 各改正事項の施行・適用期間
3. 時間外労働の上限規制
4. 勤務間インターバル制度
5. 年次有給休暇の時季指定
6. フレックスタイム制の見直し
7. 労働時間の客観的な把握
8. 高度プロフェッショナル制度
9. 産業医・産業保健機能の強化

